

商品名(愛称)	自由金利型定期預金(大口定期預金)
販売対象	法人および個人
期間	定型方式…… 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式…… 1か月超5年未満 ◎自動継続のお取り扱い 定型方式の場合は、預入時のお申し出により、自動継続(利払式・元加式)の取扱いができます。
預入	1. 預入方法 一括預入 2. 預入金額 1,000万円以上 3. 預入単位 1円単位
払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
利息	1. 適用金利 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 2. 利払頻度 ・この預金の利息は、預入日から満期日までの日数、および証書(通帳)記載の利率によって計算し、満期日以後にこの元金とともにお支払いいたします。 ・預入期間2年以上のものについては、中間利払いを行います。 ①預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日を「中間利払日」とします。 ②中間利払利息は預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および、証書(通帳)記載の中間利払利率(約定利率×70%・小数点第4位以下切り捨て)により計算します。 3. 計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されることにより、20.315%の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	個人の方の自動継続扱いのものは、総合口座に預入し、当座貸越の担保とすることができます。 〔 貸越額は、抵当となる定期預金の90%で、最高限度500万円。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率。 〕

<p>中途解約時の 取扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>1. 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨て。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とする。)のうち、最も低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 約定利率×70% (基準金利－約定利率)×(約定日数－預入日数)</p> <p>C. 約定利率－$\frac{\text{基準金利－約定利率} \times (\text{約定日数－預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳(証書表面)記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>2. 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、前記1.のBおよびCの算式により計算した利率のいずれか低い利率とします。</p> <p>(注)基準利率については、窓口におたずねください。</p>
<p>重要事項</p>	<p>この預金は預金保険の対象となります。</p> <p>※当行にお預け入れいただいている他の預金と合算し、元本1千万円までとその利息等が保護対象となります。</p>
<p>その他 参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日当日の普通預金利率により計算します。</p> <p>・当行が契約している指定紛争解決機関</p> <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先:全国銀行協会相談室 電話番号:0570-017109または03-5252-3772</p>